



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年10月23日金曜日 第151号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 医療機関の指定…………… (保健福祉課) …… 878
- 指定医療機関の変更…………… (") …… 878
- 指定医療機関の廃止の届出…………… (") …… 879
- 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定…………… (") …… 879
- 介護機関（居宅介護事業者）の指定…………… (") …… 879
- 介護機関（介護予防事業者）の指定…………… (") …… 879
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更…………… (") …… 879
- 指定介護機関（介護予防事業者）の変更…………… (") …… 880
- 救急病院の協力申出…………… (医療対策課) …… 880
- 落札者等の告示…………… (障がい福祉課) …… 880
- 保安林予定森林…………… (森林整備課) …… 880
- 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧…………… (水産課) …… 881
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) …… 881
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") …… 884
- 公共測量の実施の通知…………… (道路維持課) …… 885
- 公共測量の終了の通知…………… (") …… 885
- 道路の供用開始（県道興居島循環線）…………… (中予地方局管理課) …… 885
- 指定道路の指定…………… (中予地方局建築指導課) …… 885
- 道路の区域変更（県道直瀬波草線）…………… (中予地方局久万高原土木事務所) …… 885
- 建設業者の許可の取消し…………… (南予地方局管理課) …… 886
- 道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）…………… (南予地方局八幡浜土木事務所) …… 886

訓 令

- 愛媛県地方局事務裁裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令…………… (長寿介護課) …… 886

監 査 公 表

- 定期監査結果の公表…………… (監査事務局) …… 892

教育委員会訓令

- 愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令…………… (高校教育課) …… 899

公 営 企 業 告 示

- 落札者等の告示…………… (公営企業管理局総務課) …… 900

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おの歯科医院	新居浜市中村松木1-11-23	令和2年8月31日

○愛媛県告示第1137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) アイン薬局大町店	西条市大町703番地3	令和2年10月1日
(変更前) 真成堂セリ薬局		

○愛媛県告示第1138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

菊 地 内 科	大洲市長浜甲760	令和2年9月30日
---------	-----------	-----------

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
マ リ ン 薬 局	今治市馬越町三丁目3番10号	令和2年8月31日

○愛媛県告示第1139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社 As One	伊予郡松前町大字北黒田405番地4	訪問看護ステーションいとさくら	伊予郡松前町大字北黒田405番地4	令和2年8月1日

○愛媛県告示第1140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社チェリー薬局	松山市保免西一丁目11-24	チェリー薬局土橋店	新居浜市土橋一丁目8番20号	令和2年8月3日

○愛媛県告示第1141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社チェリー薬局	松山市保免西一丁目11-24	チェリー薬局土橋店	新居浜市土橋一丁目8番20号	令和2年8月3日

○愛媛県告示第1142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
上島町	上島町弓削下弓削210番地	上島町指定居宅介護支援事業所	(変更後) 越智郡上島町生名621番地1	令和2年9月1日
			(変更前) 越智郡上島町生名2133番地4	

○愛媛県告示第1143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
上島町	上島町弓削下弓削210番地	上島町指定介護予防支援事業所	(変更後) 越智郡上島町生名621番地1	令和2年9月1日
			(変更前) 越智郡上島町生名2133番地4	

○愛媛県告示第1144号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	宇和島市	令和5年10月14日まで

○愛媛県告示第1145号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
調剤業務支援システムの借入れ一式	愛媛県立子ども療育センター 愛媛県東温市田窪2135番地	令和2年9月25日	東京都港区西新橋一丁目3番1号 日立キャピタル株式会社 執行役 安楽 香純	714,945円 (月額)	一般競争入札	令和2年8月7日

○愛媛県告示第1146号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

松山市庄府甲461の1から甲461の3まで、甲463の1、甲463の2、乙134、乙135の2、乙141の1、乙141の2、乙142から乙145まで、乙146の1、乙146の2、乙147から乙152まで、乙159、乙161の1、乙161の2、乙162、乙171、乙173から乙176まで、乙178、乙179、乙182から乙184まで、乙187、乙188、乙189の1、乙189の2、乙190から乙192まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

庄府 甲461の1・乙134・乙141の1・乙141の2・乙142・乙146の2・乙149・乙161の2・乙179・乙182・乙184・乙189の1・乙189の2（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1147号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

(中予地方局管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
松山市土手内134番地7 村上節夫	松山市柳原153番地1 西川悟	松山市浅海原478番地2 庭瀬清弘	北条	愛媛県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和2年10月23日から11月6日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

中予地方局管内の加入区	中予地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第1148号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水地1 385- J-13 9	喜多郡内子町寺村 (次の図のとおり)	地滑り
イナヤ 385- J-14 0	喜多郡内子町寺村 (次の図のとおり)	地滑り
恩地 385- J-14 2	喜多郡内子町寺村 (次の図のとおり)	地滑り
亀の上 385- J-14 3	喜多郡内子町寺村・小田 (次の図のとおり)	地滑り
宮原1 385- J-14 4	喜多郡内子町本川 (次の図のとおり)	地滑り

蔵ヶ谷 1 385- J-14 5	喜多郡内子町中川 (次の図のとおり)	地滑り
今生 385- J-14 6	喜多郡内子町上川 (次の図のとおり)	地滑り
久保成 385- J-14 7	喜多郡内子町上川 (次の図のとおり)	地滑り
久保野 385- J-14 8	喜多郡内子町上川 (次の図のとおり)	地滑り
白水 385- J-14 9	喜多郡内子町上川 (次の図のとおり)	地滑り
打木 385- J-15 1	喜多郡内子町本川 (次の図のとおり)	地滑り
大平 385- J-15 2	喜多郡内子町大平 (次の図のとおり)	地滑り
泉 385- J-15 3	喜多郡内子町日野川 (次の図のとおり)	地滑り
日野川 385- J-15 4	喜多郡内子町日野川 (次の図のとおり)	地滑り

立石 385- J-15 5	喜多郡 内子町 立石 (次の 図のと おり)	地滑り	上日の 地 422- J-22 6	喜多郡 内子町 大瀬南 (次の 図のと おり)	地滑り
袖ノ平 385- J-15 6	喜多郡 内子町 上田渡・中 田渡 (次の 図のと おり)	地滑り	本村 422- J-22 7	喜多郡 内子町 大瀬南 (次の 図のと おり)	地滑り
倉谷 385- J-15 7	喜多郡 内子町 白杵 (次の 図のと おり)	地滑り	池田1 422- J-22 8	喜多郡 内子町 大瀬南 (次の 図のと おり)	地滑り
白杵 385- J-15 8	喜多郡 内子町 白杵 (次の 図のと おり)	地滑り	鈴木 422- J-22 9	喜多郡 内子町 袋口・ 立山 (次の 図のと おり)	地滑り
上田渡 385- J-15 9	喜多郡 内子町 上田渡 (次の 図のと おり)	地滑り	杖窪 422- J-23 0	喜多郡 内子町 大瀬中 央 (次の 図のと おり)	地滑り
植木 385- J-16 0	喜多郡 内子町 中田渡 (次の 図のと おり)	地滑り	上大久 保 422- J-23 1	喜多郡 内子町 大瀬中 央 (次の 図のと おり)	地滑り
桜原 385- J-16 1	喜多郡 内子町 中田渡 (次の 図のと おり)	地滑り	麓 422- J-23 2	喜多郡 内子町 石畳 (次の 図のと おり)	地滑り
宮の谷 1 385- J-16 3	喜多郡 内子町 吉野川 (次の 図のと おり)	地滑り	田高 422- J-46 7	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	地滑り
蔭 385- J-16 4	喜多郡 内子町 吉野川 (次の 図のと おり)	地滑り	高谷 422- J-46 8	喜多郡 内子町 川中 (次の 図のと おり)	地滑り
岡の成 1 422- J-22 1	喜多郡 内子町 石畳 (次の 図のと おり)	地滑り	桑原 385- NK- 172	喜多郡 内子町 中川・ 本川 (次の 図のと おり)	地滑り
下立山 422- J-22 2	喜多郡 内子町 立山 (次の 図のと おり)	地滑り	本川 385- NK- 173	喜多郡 内子町 本川 (次の 図のと おり)	地滑り
茶谷 422- J-22 3	喜多郡 内子町 立山 (次の 図のと おり)	地滑り	中組 385- NK- 174	喜多郡 内子町 南山 (次の 図のと おり)	地滑り
喜田村 422- J-22 4	喜多郡 内子町 大瀬南 (次の 図のと おり)	地滑り	水地2 385- NK- 175	喜多郡 内子町 寺村 (次の 図のと おり)	地滑り
徳積 422- J-22 5	喜多郡 内子町 大瀬南 (次の 図のと おり)	地滑り	水元 385- NK- 176	喜多郡 内子町 寺村 (次の 図のと おり)	地滑り

米 385- NK- 178	喜多郡 内子町 中田渡 (次の 図のと おり)	地滑り	つづら 谷 385- NS- 75	喜多郡 内子町 上川 (次の 図のと おり)	地滑り
薬師堂 385- NK- 179	喜多郡 内子町 上川 (次の 図のと おり)	地滑り	亀ヶ谷 385- NS- 91	喜多郡 内子町 中川 (次の 図のと おり)	地滑り
宮原2 385- NK- 180	喜多郡 内子町 本川 (次の 図のと おり)	地滑り	小田大 平 385- NS- 107	喜多郡 内子町 大平 (次の 図のと おり)	地滑り
北八ツ 松 385- NK- 181	喜多郡 内子町 立石 (次の 図のと おり)	地滑り	吉野川 385- NS- 124	喜多郡 内子町 吉野川 (次の 図のと おり)	地滑り
八ツ松 385- NS- 12	喜多郡 内子町 立石 (次の 図のと おり)	地滑り	宮の谷 2 385- NS- 147	喜多郡 内子町 吉野川 (次の 図のと おり)	地滑り
尾首 385- NS- 15	喜多郡 内子町 立石 (次の 図のと おり)	地滑り	室屋谷 385- NS- 159	喜多郡 内子町 白杵 (次の 図のと おり)	地滑り
西泉 385- NS- 16	喜多郡 内子町 吉野川 (次の 図のと おり)	地滑り	源台 385- NS- 160	喜多郡 内子町 南山 (次の 図のと おり)	地滑り
小田日 浦 385- NS- 31	喜多郡 内子町 立石 (次の 図のと おり)	地滑り	宮ノ首 385- NS- 180	喜多郡 内子町 南山 (次の 図のと おり)	地滑り
野村 385- NS- 42	喜多郡 内子町 本川 (次の 図のと おり)	地滑り	風穴 385- R-00 1	喜多郡 内子町 上川 (次の 図のと おり)	地滑り
倉頭 385- NS- 46	喜多郡 内子町 白杵 (次の 図のと おり)	地滑り	東影浦 422- NK- 241	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	地滑り
上成 385- NS- 50	喜多郡 内子町 立石 (次の 図のと おり)	地滑り	乙影山 422- NK- 242	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	地滑り
掛橋 385- NS- 52	喜多郡 内子町 日野川 (次の 図のと おり)	地滑り	程内 422- NK- 243	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	地滑り
峰 385- NS- 63	喜多郡 内子町 日野川 (次の 図のと おり)	地滑り	熊の滝 422- NK- 244	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	地滑り
蔵ヶ谷 2 385- NS- 64	喜多郡 内子町 中川 (次の 図のと おり)	地滑り	村前 422- NK- 245	喜多郡 内子町 村前 (次の 図のと おり)	地滑り

上立山 422-N K- 246	喜多郡 内子町 立山 (次の 図のと おり)	地滑り
横平 422-N K- 247	喜多郡 内子町 袋口 (次の 図のと おり)	地滑り
東1 422-N K- 248	喜多郡 内子町 河内・ 論田 (次の 図のと おり)	地滑り
岡の成 2 422-N K- 249	喜多郡 内子町 石畳 (次の 図のと おり)	地滑り
梅津 422-N K- 250	喜多郡 内子町 大瀬東 (次の 図のと おり)	地滑り
甲影山 422-N K- 251	喜多郡 内子町 大瀬北 (次の 図のと おり)	地滑り
深谷 422-N K- 253	喜多郡 内子町 村前 (次の 図のと おり)	地滑り
横峰 422-N K- 254	喜多郡 内子町 五百木 (次の 図のと おり)	地滑り
丙成 422-N S- 009	喜多郡 内子町 大瀬中 央 (次の 図のと おり)	地滑り
川登 422-N S- 010	喜多郡 内子町 大瀬東 (次の 図のと おり)	地滑り
東 422-N S- 018	喜多郡 内子町 石畳 (次の 図のと おり)	地滑り
池田2 422-N S- 081	喜多郡 内子町 大瀬南 (次の 図のと おり)	地滑り
本郷 422-N S- 126	喜多郡 内子町 論田・ 河内 (次の 図のと おり)	地滑り
白石 422-N S- 137	喜多郡 内子町 大瀬南 (次の 図のと おり)	地滑り

石畳 422-R-00 1	喜多郡 内子町 石畳 (次の 図のと おり)	地滑り
北浦南 423-N K- 256	喜多郡 内子町 北表 (次の 図のと おり)	地滑り
福岡 423-N K- 257	喜多郡 内子町 福岡・ 宿間 (次の 図のと おり)	地滑り
大久保 423-N K- 258	喜多郡 内子町 重松 (次の 図のと おり)	地滑り
だらり 423-N K- 259	喜多郡 内子町 山鳥 坂・北 表 (次の 図のと おり)	地滑り
蔭の付 423-N K- 260	喜多郡 内子町 福岡 (次の 図のと おり)	地滑り
新田 423-N S- 72	喜多郡 内子町 北表 (次の 図のと おり)	地滑り
池窪 423-N S- 150	喜多郡 内子町 重松 (次の 図のと おり)	地滑り
重松 423-N S- 154	喜多郡 内子町 重松 (次の 図のと おり)	地滑り
泉谷 423-N S- 155	喜多郡 内子町 北表 (次の 図のと おり)	地滑り
藤社 423-N S- 186	喜多郡 内子町 只海 (次の 図のと おり)	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び内子町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下重川423-2161	喜多郡内子町重松(次の図のとおり)	土石流	下重川423-2161	喜多郡内子町重松(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大久保谷川423-J009	喜多郡内子町平岡(次の図のとおり)	土石流	大久保谷川423-J009	喜多郡内子町平岡(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び内子町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1150号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり

○愛媛県告示第1152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	興居島循環線	松山市門田町丙193番6	令和2年10月23日

○愛媛県告示第1153号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年10月23日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和2年10月15日

3 指定道路の位置

東温市志津川字中西甲99番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 37.90メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	直瀬浜草線	上浮穴郡久万高原町前組2867番地先	旧	メートル 5.2~8.3	キロメートル 0.025	
			新	5.2~10.6	0.025	

公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量(用地測量)

2 作業期間 令和2年9月30日から
12月11日まで

3 作業地域 愛媛県伊予市大平

○愛媛県告示第1151号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量(用地測量)

2 作業期間 令和2年3月25日から
9月30日まで

3 作業地域 愛媛県上浮穴郡久万高原町地内

○愛媛県告示第1155号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-27)第5744号	平成27年11月1日	南予ガス協業組合	高木 浩司	宇和島市坂下津甲407-42	令和2年9月15日	管工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町釜木894番地先から 同町釜木735番地先まで	令和2年10月23日

訓 令

○愛媛県訓令第21号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第3（第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項						別表第3（第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			局 長	専 決 者					局 長	専 決 者	
				部 長	課 長	主 幹					部 長
地 域 福 祉 課	1～23 省略					地 域 福 祉 課	1～23 省略				
	24 介護 保険法 の施行 に 関 す る 事 務						24 介護 保険法 の施行 に 関 す る 事 務	<u>1 居宅サービス等を行つた者 又は使用する者に対する報告 の命令等（第24条第1項、健 康保険法等の一部を改正する 法律（平成18年法律第83号） 附則第130条の2第1項の規 定によりなおその効力を有す るものとされる同法第26条の 規定による改正前の介護保険</u>			

					法（以下この部において「旧法」という。）第24条第1項）				
					2 被保険者等に対する報告の命令等（第24条第2項、旧法第24条第2項）				○
1 当該職員の証明書の交付（第24条第3項、第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第114条の2第2項、第115条の7第2項、第115条の33第5項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下この部において「旧法」という。）第24条第3項、第112条第2項、第115条の33第5項）		○			3 当該職員の証明書の交付（第24条第3項、第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第114条の2第2項、第115条の7第2項、第115条の33第5項、旧法 _____ _____ _____ _____ _____ _____第24条第3項、第112条第2項、第115条の33第5項）			○	
2 指定居宅サービス事業者に関すること。					4 指定居宅サービス事業者に関すること。				
(1) 省略					(1) 省略				
(2) 中核市の市長が行う指定に対する同意（第70条第1項____、地方自治法施行令第174条の49の11の2第3項）		○			(2) 中核市の市長が行う指定に対する同意（第41条第1項本文、地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項）			○	
(3) 省略					(3) 省略				
(4) 省略					(4) 指定の更新（第70条の2第1項）				○
(5) 省略					(5) 省略				
(6) 省略					(6) 省略				
(7) 省略					(7) 省略				
(8) 省略					(8) 省略				
(9) 省略					(9) 省略				
3 指定居宅介護支援事業者による便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第82条の2第2項）			○		(10) 指定の取消し等（第77条第1項）			○	
					(11) 省略				
4 指定介護老人福祉施設に関すること。					5 指定居宅介護支援事業者に関すること。				
					(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第82条の2第2項）				○
					6 指定介護老人福祉施設に関すること。				

(1)・(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
5 介護老人保健施設に関する こと。				
(1) 省略				
(2) 中核市の市長が行う開設 及び変更の許可に対する同意（第94条第1項、第2 項、地方自治法施行令第 174条の49の11の2第3 項）		○		
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
6 介護医療院に関すること。				
(1) 省略				
(2) 中核市の市長が行う開設 及び変更の許可に対する同意（第107条第1項、第2 項、地方自治法施行令第 174条の49の11の2第3 項）		○		
(3) 省略				
(4) 省略				

(1)・(2) 省略				
(3) 指定の更新（第86条の2 第1項）				○
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 措置命令（第91条の2第 3項）			○	
(8) 指定の取消し等（第92条 第1項）			○	
(9) 省略				
7 介護老人保健施設に関する こと。				
(1) 省略				
(2) 中核市の市長が行う開設 及び変更の許可に対する同意（第94条第1項、第2 項、地方自治法施行令第 174条の49の11の2第2 項）			○	
(3) 省略				
(4) 許可の更新（第94条の2 第1項）				○
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 措置命令等（第103条第 3項）			○	
(12) 開設の許可の取消し等 （第104条第1項）			○	
(13) 省略				
(14) 省略				
8 介護医療院に関すること。				
(1) 省略				
(2) 中核市の市長が行う開設 及び変更の許可に対する同意（第107条第1項、第2 項、地方自治法施行令第 174条の49の11の2第2 項）			○	
(3) 省略				
(4) 許可の更新（第108条第 1項）				○
(5) 省略				

(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
7 旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に関すること。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
8 指定介護予防サービス事業者に関すること。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
9 業務管理体制の整備に関すること。				
(1)～(3) 省略				

(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 措置命令等（第114条の5第3項）	○			
(12) 開設の許可の取消し等（第114条の6第1項）	○			
(13) 省略				
(14) 省略				
9 旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に関すること。				
(1) 指定の更新（旧法第107条の2第1項）			○	
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 措置命令（旧法第113条の2第3項）	○			
(7) 指定の取消し等（旧法第114条第1項）	○			
(8) 省略				
10 指定介護予防サービス事業者に関すること。				
(1) 省略				
(2) 指定の更新（第70条の2第1項、第115条の11）			○	
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 指定の取消し等（第115条の9第1項）	○			
(8) 省略				
11 業務管理体制の整備に関すること。				
(1)～(3) 省略				
(4) 措置命令（第115条の34第3項、旧法第115条の34第3項）	○			
12 介護支援専門員に対する報告の徴収（第69条の38第1項、旧法第69条の38第1項）			○	

	10 指定地域密着型サービス事業者による便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第78条の6第2項）				○	
	11 省略					
	12 指定地域密着型介護予防サービス事業者による便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第115条の16第2項）				○	
	13 指定介護予防支援事業者による便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第115条の26第2項）				○	
	14 省略					
	15 介護員養成研修事業者の指定（介護保険法施行令第3条第1項第1号ロ）				○	
25～31 省略						
備考	省略					
	13 指定地域密着型サービス事業者に関すること。					
	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第78条の6第2項）				○	
	14 省略					
	15 指定地域密着型介護予防サービス事業者に関すること。					
	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第115条の16第2項）				○	
	16 指定介護予防支援事業者に関すること。					
	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第115条の26第2項）				○	
	17 省略					
	18 介護員養成研修事業者に関すること。					
	(1) 介護員養成研修事業者の指定（介護保険法施行令（以下この部において「政令」という。）第3条第1項第1号ロ）				○	
	(2) 介護員養成研修の指定（政令第3条第1項第1号ロ）				○	
	(3) 指示（政令第3条第2項第2号ハ）				○	
	(4) 指定の取消し（政令第3条第3項）				○	
25～31 省略						
備考	省略					

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（地方局長に対する事務の委任） 第13条 省略	（地方局長に対する事務の委任） 第13条 省略

2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(48) 省略

(49)～(51)の2 省略

(51)の2の2 地方自治法施行令第174条の49の11の2第3項の規定により読み替えて適用される介護保険法第70条第1項の規定に基づく中核市の市長が行う指定居宅サービス事業者の指定に対する同意に関すること（中予地方局に限る。）。

(51)の3～(53)の5 省略

(53)の6 地方自治法施行令第174条の49の11の2第3項の規定により読み替えて適用される介護保険法第78条の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定等に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

(53)の7～(56)の6 省略

(56)の7 地方自治法施行令第174条の49の11の2第3項の規定により読み替えて適用される介護保険法第93条の規定に基づく介護老人福祉施設に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

(56)の8 省略

(56)の9 地方自治法施行令第174条の49の11の2第3項の規定により読み替えて適用される介護保険法第94条第1項及び第2項の規定に基づく中核市の市長が行う介護老人保健施設の開設及び変更の許可に対する同意に関すること（中予地方局に限る。）。

(56)の10～(56)の22 省略

(56)の23 地方自治法施行令第174条の49の11の2第3項の規定により読み替えて適用される介護保険法第104条の2の規定に基づく介護老人保健施設に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

(56)の24～(56)の26の2 省略

(56)の26の3 地方自治法施行令第174条の49の11の2第3項の規定により読み替えて適用される介護保険法第107条第1項及び第2項の規定に基づく中核市の市長が行う介護医療院の開設及び変更の許可に対する同意に関すること（中予地方局に限る。）。

(56)の26の4～(56)の26の16 省略

(56)の26の17 地方自治法施行令第174条の49の11の2第3項の規定により読み替えて適用される介護保険法第114条の7の規定に基づく介護医療院に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

(56)の26の18～(57)の9 省略

(57)の10 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年政令第55号）附則第5条の規定により読み替えて適用される地方自治法施行令第174条の49の11の2第3項の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第115条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退等に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(48) 省略

(48)の2 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される介護保険法第41条第1項本文の規定に基づく中核市の市長が行う指定居宅サービス事業者の指定に対する同意に関すること（中予地方局に限る。）。

(49)～(51)の2 省略

(51)の3～(53)の5 省略

(53)の6 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される介護保険法第78条の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定等に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

(53)の7～(56)の6 省略

(56)の7 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される介護保険法第93条の規定に基づく介護老人福祉施設に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

(56)の8 省略

(56)の9 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される介護保険法第94条第1項及び第2項の規定に基づく中核市の市長が行う介護老人保健施設の開設及び変更の許可に対する同意に関すること（中予地方局に限る。）。

(56)の10～(56)の22 省略

(56)の23 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される介護保険法第104条の2の規定に基づく介護老人保健施設に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

(56)の24～(56)の26の2 省略

(56)の26の3 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される介護保険法第107条第1項及び第2項の規定に基づく中核市の市長が行う介護医療院の開設及び変更の許可に対する同意に関すること（中予地方局に限る。）。

(56)の26の4～(56)の26の16 省略

(56)の26の17 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される介護保険法第114条の7の規定に基づく介護医療院に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

(56)の26の18～(57)の9 省略

(57)の10 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第376号）附則第4条の規定により読み替えて適用される地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第115条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退等に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

る。)

57の11～57の18 省略

57の19 地方自治法施行令第174条の49の11の2第3項の規定により読み替えて適用される介護保険法第115条の10の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。))。

57の20～57の31 省略

57の32 介護保険法第115条の34第3項及び旧介護保険法第115条の34第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命令に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除き、介護保険法第115条の34第4項及び旧介護保険法第115条の34第4項の規定に基づく公示を除く。))。

57の33～(00) 省略

4～6 省略

る。)

57の11～57の18 省略

57の19 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される介護保険法第115条の10の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。))。

57の20～57の31 省略

57の32 介護保険法第115条の34第3項及び旧介護保険法第115条の34第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命令に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除き、同条第4項

の規定に基づく公示を除く。))。

57の33～(00) 省略

4～6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監 査 公 表

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年10月23日

愛媛県監査委員 永井一平
同 越智忍
同 森高康行
同 高橋正浩

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	令和2年8月31日
人 事 課	令和2年8月31日
市 町 振 興 課	令和2年8月31日
私 学 文 書 課	令和2年8月31日
財 政 課	令和2年8月28日
行 革 分 権 課	令和2年8月28日
税 務 課	令和2年8月28日
総 合 政 策 課	令和2年8月20日
自 転 車 新 文 化 推 進 課	令和2年8月20日
秘 書 課	令和2年8月20日
広 報 広 聴 課	令和2年8月20日
統 計 課	令和2年8月20日
情 報 シ ス テ ム 課	令和2年8月20日
地 域 政 策 課	令和2年8月20日
交 通 対 策 課	令和2年8月20日
地 域 ス ポ ー ツ 課	令和2年8月18日
競 技 ス ポ ー ツ 課	令和2年8月18日
文 化 振 興 課	令和2年8月18日
ま な び 推 進 課	令和2年8月18日

県 民 生 活 課	令和2年8月21日
男 女 参 画 ・ 県 民 協 働 課	令和2年8月21日
人 権 対 策 課	令和2年8月21日
消 防 防 災 安 全 課	令和2年9月1日
防 災 危 機 管 理 課	令和2年9月1日
原 子 力 安 全 対 策 課	令和2年9月1日
環 境 政 策 課	令和2年8月21日
循 環 型 社 会 推 進 課	令和2年8月21日
自 然 保 護 課	令和2年8月21日
保 健 福 祉 課	令和2年8月19日
医 療 対 策 課	令和2年8月19日
医 療 保 険 課	令和2年8月19日
健 康 増 進 課	令和2年8月19日
薬 務 衛 生 課	令和2年8月19日
子 育 て 支 援 課	令和2年8月27日
障 が い 福 祉 課	令和2年8月19日
長 寿 介 護 課	令和2年8月19日
産 業 政 策 課	令和2年8月11日
企 業 立 地 課	令和2年8月11日
労 政 雇 用 課	令和2年8月11日
産 業 創 出 課	令和2年8月11日
経 営 支 援 課	令和2年8月11日
観 光 物 産 課	令和2年8月11日
国 際 交 流 課	令和2年8月11日
農 政 課	令和2年8月27日
農 業 経 済 課	令和2年8月27日
ブ ラ ン ド 戦 略 課	令和2年8月27日
農 地 整 備 課	令和2年8月27日
農 産 園 芸 課	令和2年8月27日

畜産課	令和2年8月27日
林業政策課	令和2年8月24日
森林整備課	令和2年8月24日
漁政課	令和2年8月24日
水産課	令和2年8月24日
漁港課	令和2年8月24日
土木管理課	令和2年8月25日
用地課	令和2年8月25日
河川課	令和2年8月24日
港湾海岸課	令和2年8月24日
砂防課	令和2年8月24日
道路建設課	令和2年8月25日
道路維持課	令和2年8月25日
都市計画課	令和2年8月25日
都市整備課	令和2年8月25日
建築住宅課	令和2年8月25日
出納局	令和2年9月1日
人事委員会事務局	令和2年9月1日
議会事務局	令和2年8月11日
監査事務局	令和2年9月1日
労働委員会事務局	令和2年8月25日

(監査委員の除斥)

総務管理課、人事課、市町振興課、私学文書課、財政課、行革分権課及び税務課に係る監査の実施について、地方自治法第199条の2の規定により、高橋正浩監査委員を除斥した。

(監査の結果)

令和元年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 収入未済の行政代執行費用(高濃度PCB廃棄物の処分に係るもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
30年度	1者	645,282	令和元年度決算による

(循環型社会推進課)

- 2 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方工作物及び当該車両の毀損があり、県に多額の損害(1,186,664円)を与えた。

(自然保護課)

- 3 収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
16年度及び17年度	482者	42,970,020	令和元年度決算による

(保健福祉課)

- 4 児童扶養手当返還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	0	954,740	954,740	

30年度	126,870	907,870	1,034,740	金額は各年度の決算による
差引増減	△126,870	46,870	△80,000	

(子育て支援課)

- 5 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	6,009,395	248,092,854	254,102,249	
30年度	6,524,578	246,235,391	252,759,969	金額は各年度の決算による
差引増減	△515,183	1,857,463	1,342,280	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	191,557	19,945,852	20,137,409	
30年度	241,844	19,916,194	20,158,038	金額は各年度の決算による
差引増減	△50,287	29,658	△20,629	

(子育て支援課)

- 6 収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
19年度	1者	34,796,000	令和元年度決算による

(企業立地課)

- 7 中小企業振興資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	5,096,460	令和元年度決算による

(経営支援課)

- 8 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	0	62,599,846	62,599,846	
30年度	0	64,392,890	64,392,890	金額は各年度の決算による
差引増減	0	△1,793,044	△1,793,044	

(林業政策課)

- 9 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
平成19年度～平成21年度及び令和元年度	3者	1,558,465	令和元年度決算による

(林業政策課)

- 10 県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、令和元年度末の歳入不足額は22億2,653万円と、前年度より3,472万円減少

しているものの、令和元年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時（平成11年度）の5割程度にまで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

（森林整備課）

- 11 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	4,260,000	1,482,000	5,742,000	金額は各年度の決算による
30年度	0	1,710,000	1,710,000	
差引増減	4,260,000	△ 228,000	4,032,000	

（漁政課）

- 12 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
22年度	1者	969,517	令和元年度決算による

（漁政課）

- 13 住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	403,688	26,977,417	27,381,105	金額は各年度の決算による
30年度	532,329	26,720,107	27,252,436	
差引増減	△ 128,641	257,310	128,669	

（建築住宅課）

- 14 工事の契約手続遅延に伴う損害弁償金（消費税増税分）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
元年度	1者	9,751,200	令和元年度決算による

（建築住宅課）

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	令和2年7月14日
今 治 支 局	令和2年7月14日、 令和2年7月22日
健 康 福 祉 環 境 部	令和2年7月14日、 令和2年7月22日
四 国 中 央 保 健 所	令和2年7月14日
産 業 経 済 部	令和2年7月22日
東 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和2年7月22日
建 設 部	令和2年7月14日
四 国 中 央 土 木 事 務 所	令和2年7月14日
今 治 土 木 事 務 所	令和2年7月22日
鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	令和2年7月14日

黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	令和2年7月14日
玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	令和2年7月22日
台 ダ ム 管 理 事 務 所	令和2年7月22日
出 納 室	令和2年7月14日

（監査の結果）

令和元年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	141,945,177	178,420,799	320,365,976	金額は各年度の決算による
30年度	159,253,840	245,127,292	404,381,132	
差引増減	△ 17,308,663	△ 66,706,493	△ 84,015,156	

（総務企画部）

- 2 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	0	327,020	327,020	金額は各年度の決算による
30年度	90,000	237,020	327,020	
差引増減	△ 90,000	90,000	0	

（健康福祉環境部）

- 3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	10,421,564	47,442,675	57,864,239	金額は各年度の決算による
30年度	10,476,427	43,855,778	54,332,205	
差引増減	△ 54,863	3,586,897	3,532,034	

（父子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	90,750	42,250	133,000	金額は各年度の決算による
30年度	94,000	23,500	117,500	
差引増減	△ 3,250	18,750	15,500	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	242,415	2,058,272	2,300,687	金額は各年度の決算による
30年度	286,881	1,852,843	2,139,724	
差引増減	△ 44,466	205,429	160,963	

（健康福祉環境部）

4 職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、相手方に人的被害があったほか、当該車両の毀損があり、県に多額の損害（653,858円）を与えた。

（健康福祉環境部）

5 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	525,400	2,347,500	2,872,900	金額は各年度の決算による
30年度	549,800	5,125,400	5,675,200	
差引増減	△ 24,400	△ 2,777,900	△ 2,802,300	

（建設部）

6 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	1,060,500	1,464,300	2,524,800	金額は各年度の決算による
30年度	1,038,000	1,346,200	2,384,200	
差引増減	22,500	118,100	140,600	

（建設部（今治土木事務所））

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	令和2年7月16日
健 康 福 祉 環 境 部	令和2年7月16日
産 業 経 済 部	令和2年7月16日
中 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和2年7月16日
建 設 部	令和2年7月16日
久 万 高 原 土 木 事 務 所	令和2年7月16日

（監査の結果）

令和元年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	266,596,924	296,618,427	563,215,351	金額は各年度の決算による
30年度	246,174,486	388,008,520	634,183,006	
差引増減	20,422,438	△ 91,390,093	△ 70,967,655	

（総務企画部）

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	1,947,578	16,162,971	18,110,549	

30年度	2,275,450	14,050,310	16,325,760	金額は各年度の決算による
差引増減	△ 327,872	2,112,661	1,784,789	

（健康福祉環境部）

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	1,584,321	9,101,399	10,685,720	金額は各年度の決算による
30年度	1,895,030	8,388,286	10,283,316	
差引増減	△ 310,709	713,113	402,404	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	127,128	787,679	914,807	金額は各年度の決算による
30年度	127,128	1,117,058	1,244,186	
差引増減	0	△ 329,379	△ 329,379	

（健康福祉環境部）

4 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	5,461,358	15,135,301	20,596,659	金額は各年度の決算による
30年度	5,678,787	19,280,530	24,959,317	
差引増減	△ 217,429	△ 4,145,229	△ 4,362,658	

（建設部）

5 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
28年度	1者	5,794	令和元年度決算による

（建設部）

6 収入未済の河川不法投棄物処分費用負担金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
29年度	1者	248,400	令和元年度決算による

（建設部）

7 収入未済の道路占用料について、納期限内の収入確保に努めるとともに適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
元年度	2者	24,000	令和元年度決算による

（建設部）

8 収入未済の工事請負契約の解除に伴う違約金及び前払金余剰額に対する利息について、適切に債権管理されたい。

（違約金）

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
26年度	1 者	270,100	令和元年度決算による

(利息)

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
26年度	1 者	247,885	令和元年度決算による

(建設部 (久万高原土木事務所))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	令和2年7月20日
八 幡 浜 支 局	令和2年7月17日、 令和2年7月20日
健 康 福 祉 環 境 部	令和2年7月17日、 令和2年7月20日
産 業 経 済 部	令和2年7月17日、 令和2年7月20日
南 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和2年7月17日
建 設 部	令和2年7月20日
大 洲 土 木 事 務 所	令和2年7月17日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	令和2年7月17日
西 予 土 木 事 務 所	令和2年7月17日
愛 南 土 木 事 務 所	令和2年7月20日
須 賀 川 ダム 管 理 事 務 所	令和2年7月20日
山 財 ダム 管 理 事 務 所	令和2年7月20日
出 納 室	令和2年7月20日

(監査の結果)

令和元年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	50,762,047	45,764,246	96,526,293	金額は各年度の決算による
30年度	47,994,488	56,365,456	104,359,944	
差引増減	2,767,559	△ 10,601,210	△ 7,833,651	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	1,284,080	12,486,376	13,770,456	金額は各年度の決算による
30年度	5,579,600	10,911,894	16,491,494	
差引増減	△ 4,295,520	1,574,482	△ 2,721,038	

(健康福祉環境部)

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層

努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	5,490,672	29,334,354	34,825,026	金額は各年度の決算による
30年度	5,947,844	28,573,111	34,520,955	
差引増減	△ 457,172	761,243	304,071	

(父子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	5,726	0	5,726	金額は各年度の決算による
30年度	0	0	0	
差引増減	5,726	0	5,726	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	86,400	699,902	786,302	金額は各年度の決算による
30年度	160,104	717,366	877,470	
差引増減	△ 73,704	△ 17,464	△ 91,168	

(健康福祉環境部)

4 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	1,759,904	2,749,267	4,509,171	金額は各年度の決算による
30年度	236,000	3,417,282	3,653,282	
差引増減	1,523,904	△ 668,015	855,889	

(健康福祉環境部 (八幡浜支局))

5 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	1,061,100	596,800	1,657,900	金額は各年度の決算による
30年度	873,500	708,200	1,581,700	
差引増減	187,600	△ 111,400	76,200	

(建設部)

6 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	80,100	0	80,100	金額は各年度の決算による
30年度	85,500	0	85,500	
差引増減	△ 5,400	0	△ 5,400	

(建設部 (八幡浜土木事務所))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 京 事 務 所	令和2年5月15日
研 修 所	令和2年5月15日
総 合 科 学 博 物 館	令和2年5月15日
歴 史 文 化 博 物 館	令和2年5月15日
美 術 館	令和2年4月23日
消 防 学 校	令和2年5月15日
消 費 生 活 セ ン タ ー	令和2年5月15日
原 子 力 セ ン タ ー	令和2年5月15日
福 祉 総 合 支 援 セ ン タ ー	令和2年5月27日
東 予 子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー	令和2年4月21日
南 予 子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー	令和2年5月18日
食 肉 衛 生 検 査 セ ン タ ー	令和2年5月22日
動 物 愛 護 セ ン タ ー	令和2年5月26日
衛 生 環 境 研 究 所	令和2年4月23日
心 と 体 の 健 康 セ ン タ ー	令和2年5月15日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	令和2年5月26日
え ひ め 学 園	令和2年5月15日
計 量 検 定 所	令和2年4月23日
産 業 技 術 研 究 所	令和2年4月21日、 令和2年5月15日、 令和2年5月20日、 令和2年5月26日
新 居 浜 産 業 技 術 専 門 校	令和2年5月15日
愛 媛 中 央 産 業 技 術 専 門 校	令和2年5月15日
宇 和 島 産 業 技 術 専 門 校	令和2年5月18日
大 阪 事 務 所	令和2年5月15日
病 害 虫 防 除 所	令和2年5月15日
農 業 大 学 校	令和2年5月15日
農 林 水 産 研 究 所	令和2年5月15日、 令和2年5月20日、 令和2年5月22日、 令和2年5月27日
家 畜 病 性 鑑 定 所	令和2年7月16日

(監査の結果)

令和元年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	6,577,460	26,915,350	33,492,810	金額は各年度の決算による
30年度	6,495,350	26,191,680	32,687,030	
差引増減	82,110	723,670	805,780	

(福祉総合支援センター)

2 収入未済の非常勤嘱託職員報酬返納金について、債権放棄の検討も含め、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
29年度	1 者	55,128	令和元年度決算による

(福祉総合支援センター)

3 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	1,665,650	5,029,550	6,695,200	金額は各年度の決算による
30年度	1,195,170	6,110,810	7,305,980	
差引増減	470,480	△ 1,081,260	△ 610,780	

(東予子ども・女性支援センター)

4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	1,825,590	9,779,430	11,605,020	金額は各年度の決算による
30年度	2,932,140	8,552,470	11,484,610	
差引増減	△ 1,106,550	1,226,960	120,410	

(南予子ども・女性支援センター)

5 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	719,927	2,342,706	3,062,633	金額は各年度の決算による
30年度	647,322	2,589,360	3,236,682	
差引増減	72,605	△ 246,654	△ 174,049	

(子ども療育センター)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	令和2年8月28日
社 会 教 育 課	令和2年8月28日
文 化 財 保 護 課	令和2年8月28日
保 健 体 育 課	令和2年8月28日
義 務 教 育 課	令和2年8月18日
高 校 教 育 課	令和2年8月18日
人 権 教 育 課	令和2年8月18日
特 別 支 援 教 育 課	令和2年8月18日
中 予 教 育 事 務 所	令和2年4月21日
東 予 教 育 事 務 所	令和2年5月15日
南 予 教 育 事 務 所	令和2年5月18日
総 合 教 育 セ ン タ ー	令和2年5月15日
函 書 館	令和2年4月23日
川 之 江 高 等 学 校	令和2年1月24日
三 島 高 等 学 校	令和2年2月14日
土 居 高 等 学 校	令和2年2月14日
新 居 浜 東 高 等 学 校	令和2年2月14日
新 居 浜 西 高 等 学 校	令和2年2月14日

新居浜南高等学校	令和2年1月24日
新居浜工業高等学校	令和2年1月24日
新居浜商業高等学校	令和2年2月14日
西条高等学校	令和2年2月14日
西条農業高等学校	令和2年1月20日
小松高等学校	令和2年2月14日
東予高等学校	令和2年2月14日
丹原高等学校	令和2年2月14日
今治西高等学校	令和2年2月14日
今治南高等学校	令和2年2月14日
今治北高等学校	令和2年2月14日
今治工業高等学校	令和2年2月14日
弓削高等学校	令和2年2月14日
北条高等学校	令和2年1月22日
松山東高等学校	令和2年2月14日
松山南高等学校	令和2年2月14日
松山北高等学校	令和2年1月22日
松山中央高等学校	令和2年1月20日
松山工業高等学校	令和2年2月14日
松山商業高等学校	令和2年2月14日
東温高等学校	令和2年1月20日
上浮穴高等学校	令和2年2月14日
小田高等学校	令和2年2月14日
伊予農業高等学校	令和2年2月14日
伊予高等学校	令和2年2月14日
大洲高等学校	令和2年2月14日
大洲農業高等学校	令和2年2月14日
長浜高等学校	令和2年1月22日
内子高等学校	令和2年1月22日
八幡浜高等学校	令和2年1月24日
八幡浜工業高等学校	令和2年1月24日
川之石高等学校	令和2年2月14日
三崎高等学校	令和2年2月14日
三瓶高等学校	令和2年1月24日
宇和高等学校	令和2年2月14日
野村高等学校	令和2年2月14日
宇和島東高等学校	令和2年1月20日
宇和島水産高等学校	令和2年2月14日
吉田高等学校	令和2年1月20日
三間高等学校	令和2年2月14日
北宇和高等学校	令和2年2月14日
津島高等学校	令和2年2月14日
南宇和高等学校	令和2年2月14日
今治東中等教育学校	令和2年2月14日
松山西中等教育学校	令和2年1月22日
宇和島南中等教育学校	令和2年1月20日

松山盲学校	令和2年1月22日
松山聾学校	令和2年2月14日
しげのぶ特別支援学校	令和2年2月14日
みなら特別支援学校	令和2年2月14日
今治特別支援学校	令和2年2月14日
宇和特別支援学校	令和2年1月22日
新居浜特別支援学校	令和2年2月14日

(監査の結果)

令和元年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	66,860,000	236,337,500	303,197,500	金額は各年度の決算による
30年度	65,757,000	230,882,966	296,639,966	
差引増減	1,103,000	5,454,534	6,557,534	

(教育総務課)

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	21,994,981	591,535,499	613,530,480	金額は各年度の決算による
30年度	25,952,715	581,714,900	607,667,615	
差引増減	△ 3,957,734	9,820,599	5,862,865	

(人権教育課)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	令和2年8月31日
四 国 中 央 警 察 署	令和2年3月17日
新 居 浜 警 察 署	令和2年2月4日
西 条 警 察 署	令和2年3月17日
西 条 西 警 察 署	令和2年2月4日
今 治 警 察 署	令和2年3月17日
伯 方 警 察 署	令和2年3月17日
松 山 東 警 察 署	令和2年3月17日
松 山 西 警 察 署	令和2年2月6日
松 山 南 警 察 署	令和2年3月17日
久 万 高 原 警 察 署	令和2年3月17日
伊 予 警 察 署	令和2年3月17日
大 洲 警 察 署	令和2年2月5日
八 幡 浜 警 察 署	令和2年3月17日
西 予 警 察 署	令和2年2月4日
宇 和 島 警 察 署	令和2年2月5日
愛 南 警 察 署	令和2年6月11日

(監査の結果)

令和元年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	1,236,000	2,378,000	3,614,000	金額は各年度の決算による
30年度	2,341,000	2,830,356	5,171,356	
差引増減	△ 1,105,000	△ 452,356	△ 1,557,356	

(警察本部)

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	214,200	464,026	678,226	金額は各年度の決算による
30年度	405,200	860,226	1,265,426	
差引増減	△ 191,000	△ 396,200	△ 587,200	

(警察本部)

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
平成17年度、平成19年度及び令和元年度	3者	1,496,754	令和元年度決算による

(警察本部)

4 宇和島警察署庁舎新築工事(施第2号)において、不用土処分に必要な費用の検討が十分に行われておらず、最も経済的な積算となっていなかったため、工事原価で998,000円が過大となっていた。

(警察本部)

5 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
元年度	1者	982,128	令和元年度決算による

(四国中央警察署)

6 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
18年度	1者	789,931	令和元年度決算による

(今治警察署)

7 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
29年度	3者	121,103	令和元年度決算による

(松山東警察署)

8 職員の不注意により警察車両による事故が発生(9件)し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(松山東警察署)

9 職員の不注意により警察車両による事故が発生(9件)し、相手方車両、相手方工作物及び当該車両の毀損があった。

(松山西警察署)

10 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
28年度	1者	710,822	令和元年度決算による

(松山南警察署)

11 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
23年度	1者	180,000	令和元年度決算による

(宇和島警察署)

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第4号

県立学校

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月23日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令

愛媛県県立学校教育課程基準(昭和48年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(高等学校)</p> <p>第1条 高等学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第34号)、平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件(平成30年8月文部科学省告示第172号)、令和2年度から令</p>	<p>(高等学校)</p> <p>第1条 高等学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第34号)、平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件(平成30年8月文部科学省告示第172号)</p>

和4年度までの間における小学校学習指導要領、現行中学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領並びに現行高等学校学習指導要領及び平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の規定により適用する新高等学校学習指導要領の特例を定める件（令和2年8月文部科学省告示第104号）及び学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年1月文部省告示第7号）によらなければならない。

2 省略

（中等教育学校）

第2条 省略

2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、高等学校学習指導要領、平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件、令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、現行中学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領並びに現行高等学校学習指導要領及び平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の規定により適用する新高等学校学習指導要領の特例を定める件及び中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件によらなければならない。

（特別支援学校）

第3条 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月文部科学省告示第72号）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月文部科学省告示第73号。小学部に係る部分に限る。）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号。中学部に係る部分に限る。）、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成29年12月文部科学省告示第181号。中学部に係る部分に限る。）、特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）、平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年2月文部科学省告示第15号）及び令和2年度から令和4年度までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件並びに特別支援学校高等部学習指導要領及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の特例を定める件（令和2年8月文部科学省告示第105号）によらなければならない。

2 省略

_____及び学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年1月文部省告示第7号）によらなければならない。

2 省略

（中等教育学校）

第2条 省略

2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、高等学校学習指導要領、平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件 _____及び中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件によらなければならない。

（特別支援学校）

第3条 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月文部科学省告示第72号）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月文部科学省告示第73号。小学部に係る部分に限る。）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号。中学部に係る部分に限る。）、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成29年12月文部科学省告示第181号。中学部に係る部分に限る。）、特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年2月文部科学省告示第15号） _____によらなければならない。

2 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第9号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年10月23日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立新居浜病院統合ネットワーク一式 (月額賃借料/県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年10月1日	富士通リース(株)四国支店 香川県高松市藤塚町一丁目10番30号	1,064,085円	一般競争入札	令和2年8月21日